

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                |
|-------|-------------------------------------|
| 26    | 物価高騰対応重点支援給付金支給事務基礎項目評価書【令和6年度事業終了】 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

七ヶ浜町は、物価高騰対応重点支援給付金支給事務において特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

宮城県 七ヶ浜町長

## 公表日

令和7年3月24日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務        |  |
|-----------------------------|--|
| ①事務の名称                      | 物価高騰対応重点支援給付金支給事務  |
| ②事務の概要                      | 令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」による低所得世帯支援枠を追加的に拡大する支援が示され、本町としても改正の趣旨を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯(住民税均等割非課税世帯等)に対して、1世帯当たり7万円の物価高騰対応重点支援給付金を給付する。<br>※令和6年度で事業終了<br><br>【情報連携の概要】<br>対象者の課税情報等を確認するために、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末から情報連携を実施する。 |
| ③システムの名称                    | 1. 特別定額給付金システム<br>2. 統合宛名システム<br>3. 中間サーバー・ソフトウェア  |
| 2. 特定個人情報ファイル名              |  |
| 物価高騰対応重点支援給付金 地方創生臨時交付金ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用                  |  |
| 法令上の根拠                      | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)・第9条第1項・別表 第135項<br>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条<br>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携    |  |
| ①実施の有無                      | [ 実施する ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                     | 1. 番号法第19条第8項<br>2. 番号法第19条第8項に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 表 第160項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署           |  |
| ①部署                         | 長寿社会課地域福祉係   |
| ②所属長の役職名                    | 長寿社会課長   |
| 6. 他の評価実施機関                 |  |
| —                           |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求      |  |
| 請求先                         | 総務課 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7436  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ    |  |
| 連絡先                         | 長寿社会課地域福祉係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7448   |
| 9. 規則第9条第2項の適用              | [ ]適用した  |
| 適用した理由                      |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年3月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年3月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類   |               |  |
|---|---------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |               | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  |               |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |               |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [ 特に力を入れている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない   |               |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ ]           | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない                    |               |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]           | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供) |               |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                             |  |
|---|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]<br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 8. 人手を介在させる作業 [ O ] 人手を介在させる作業はない           |  |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                       | [ ]<br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 判断の根拠                                       |  |
| 9. 監査                                       |  |
| 実施の有無                                       | [ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査   |
| 10. 従業員に対する教育・啓発                            |  |
| 従業員に対する教育・啓発                                | [ 十分に行っている ]<br><選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                            | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】                                | [ 十分である ]<br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 判断の根拠                                       | 漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。  |

